

事務所通信

発行者 〒277-0831

千葉県柏市根戸 282-1 ライフズマンション北柏第 2-107

小田社会保険労務士事務所 社会保険労務士 小田一哉

Tel:04-7140-9750 Fax:04-7140-9755

E-mail:k-oda@estate.ocn.ne.jp

URL <http://office-oda-sr.jp/index.html>

BLOG <http://oda-office.cocolog-nifty.com/>

今月の一言（労働者派遣に思う）

グッドウィルが厚生労働省から事業停止命令を受けました。労働者派遣法の禁止業務である港湾運送への派遣、同じく労働者派遣法で禁止されている二重派遣の実施が処分の理由です。

労働者派遣法では、1999年の法改正で派遣業務は原則自由化されましたが、例外として派遣できない業務が4つあります。

- ・港湾運送の業務
- ・建設の業務
- ・警備業務
- ・病院等における医療関係の業務（紹介予定派遣を除く）

2004年3月の法改正で「日数限定業務への派遣」の期間制限が撤廃されました（改正前は1年）。物流業務等、季節ごとの需要の変動幅の大きい業態にとって、この期間制限撤廃はとても使い勝手がよかったと思います。

しかし、この法改正を期に「日雇い派遣」という言葉も使われ始め、グッドウィルやフルキャストなどの事業停止命令を受けた会社がフリーター層を活用するシステムをつくりました。それが派遣禁止業務への労働者派遣、二重派遣などにつながりました。

また「データ装備費」として給与から天引きしたり、派遣労働者の労災事故も急増しています。今年は労働者派遣に関連する問題がたくさん発生しました。そういえば、経団連会長のお膝元でも「偽装請負」の問題が起こり、世間を騒がせました。

現在、厚生労働省では労働者派遣法の見直し論議を進めています。受け入れ企業が派遣労働者を採用する前に直接面接する「事前面接の解禁」や一定期間以上派遣労働者を雇った場合に発生する「直接雇用の申込み義務の撤廃」という、規制緩和の方向性を打ち出していました。

しかし、ここにきて、グッドウィルの「日雇い派遣」等の問題が起こり、来年に向けての規制緩和の法改正は断念したということ政府は決定しました。そして「日雇い派遣」への規制を強化する方針も正式に決定をしたということです。

規制を緩和すると、それを巧みに利用する会社も出てきます。そうすると、最も立場の弱い派遣労働者にしわ寄せがくるのです。労働者派遣の原点である「専門性」に立ち返ることも必要なのではないでしょうか。

労働者派遣

労働者派遣とは、派遣元事業主が事故の雇用する労働者を派遣先の指揮命令を受けて、派遣先のために労働に従事させることをいいます。

雇用関係は派遣元である派遣会社と派遣労働者の間に発生します。でも仕事上の指揮命令関係は派遣先である会社との間に発生するという、とても特殊な形態です。

- 1986年 労働者派遣法施行
派遣業務は、専門的13業務（当時）に限定
現在の専門的業務は26業務
- 1999年 労働者派遣法改正
派遣業務原則自由化
- 2004年 労働者派遣法改正
製造派遣の解禁、紹介予定派遣の法制化等

労災保険 特別加入制度について

労災保険は、労働者の労災事故の保護を目的とする制度です。従って原則経営者には適用されません。また労災保険の適用範囲は国内の事業に限られています。

しかし中小企業の場合、営業に出たり、物の製造を行ったりなど、経営者も労働者同様の実務に関わることは多いでしょう。また転勤等で海外に派遣され、その現場で業務に携わるケースもあるでしょう。こういうケースでも要件を満たせば、労災保険に加入できる制度を「特別加入制度」といいます。

特別加入が認められる者

一定規模以下の中小企業で、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する事業主

一定規模以下とは

- ・金融業、保険業、不動産業、小売業：従業員50人以下
 - ・卸売業、サービス業：従業員100人以下
 - ・上記以外の事業は従業員：従業員300人以下
- 転勤等で海外に派遣される従業員及び一定規模以下の中小企業の事業主

上記のケース以外にも、一人親方として仕事をしている場合も要件を満たせば特別加入ができます。

特別加入保険料

従業員の労災保険と同じ保険料率が適用されます。賃金については、月額3,500～20,000円の間で実態の収入にあわせて決定します。

例) 月額10,000円、労災保険料率4.5/1000の場合

10,000円×365日×4.5/1000=16,425円/年間

特別加入保険料は年間16,425円

Q & A 健康保険と労災保険の隙間

Q. 労災保険は業務中・通勤途上での傷病等の場合に給付される保険です。健康保険は業務外の事由による傷病等に給付される保険です。ということは、労災保険に加入していない社長が、業務中にケガをしてしまったらどうなるのか？

A. この場合、社長は健康保険も使えないため、全額自己負担で治療しなければなりません。

ただし、現在では健康保険の被保険者数5人未満の法人の社長は、業務上のケガの場合でも例外的に健康保険が使えるようになっています。

しかし、5人以上の法人の社長は、原則どおり自己負担になってしまいますので、特別加入もしくは民間の損害保険への加入などの対策が必要でしょう。

当事務所は労働保険事務組合及び損害保険の代理店も併設しております。特別加入、民間の損害保険について、何か質問等がありましたら、お問い合わせください。